



発行 新潟県

第 89 号

平成28年11月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1164 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1165 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1166 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 1167 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1168 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1169 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1170 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1171 公共測量の実施通知（監理課）
- 1172 道路の区域変更（道路管理課）
- 1173 道路の区域変更（道路管理課）
- 1174 道路の供用開始（道路管理課）
- 1175 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1176 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始（営繕課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

- 14 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 119 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 120 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 121 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）

雑 報

- 公立大学法人新潟県立看護大学の平成27年度財務諸表（大学・私学振興課）

正 誤

- 平成28年 8 月19日付け県報第64号告示第890号中（福祉保健課）
- 平成28年 8 月19日付け県報第64号告示第891号中（福祉保健課）



◎新潟県告示第1164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社太陽メディケアサービス	長岡市千歳3丁目2番35号	デイサービスセンターメッツ川崎	長岡市川崎2丁目2475番1	通所介護	H28. 9. 1
株式会社太陽メディケアサービス	長岡市千歳3丁目2番35号	デイサービスセンターメッツ川崎	長岡市川崎2丁目2475番1	介護予防通所介護	H28. 9. 1
有限会社エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内4丁目1番38号	エム・ケイ薬局かしわざき店	柏崎市寿町6番27号	居宅療養管理指導	H28. 11. 1
有限会社エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内4丁目1番38号	エム・ケイ薬局かしわざき店	柏崎市寿町6番27号	介護予防居宅療養管理指導	H28. 11. 1
医療法人社団 葵会	上越市頸城区上吉194	上越・あおいホームケアサービス	上越市頸城区上吉194	居宅介護支援	H28. 5. 11

◎新潟県告示第1165号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616番地1	すみよし調剤薬局	上越市住吉63番地	居宅療養管理指導	H28. 10. 1
有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616番地1	すみよし調剤薬局	上越市住吉63番地	介護予防居宅療養管理指導	H28. 10. 1
株式会社メディック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツ太陽薬局	長岡市長町2丁目甲1647番地	居宅療養管理指導	H28. 10. 29
株式会社メディック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツ太陽薬局	長岡市長町2丁目甲1647番地	介護予防居宅療養管理指導	H28. 10. 29

◎新潟県告示第1166号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
アースサポート上越 居宅介護支援事業	上越市とよば127番地	H28. 11. 1

◎新潟県告示第1167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
介護予防通所介護	リハプライド新潟柏崎	新潟県柏崎市東長浜町7-10 ウエルメイド柏崎 101	株式会社セイワ不動産	平成28年11月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	ナーシングホームメッツ大手	新潟県長岡市表町2丁目2番地21	株式会社太陽メディケアサービス	平成28年11月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	フレンドリーハウスみどりの杜	新潟県長岡市宮本町1丁目甲11番1	株式会社みどりの杜	平成28年11月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームナーシングホーム長岡北	新潟県長岡市琴平1丁目2番地5号	株式会社ナーシングホーム長岡	平成28年11月1日

◎新潟県告示第1168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援事業所悠々の杜石打	新潟県南魚沼市石打190番地5	ユーワ企画株式会社	平成28年11月1日

◎新潟県告示第1169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年11月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 胎内市大川町7番11号 須貝 八栄
(理事長)
" " 苔実1704番地 渋谷 和幸
" " 菅田372番地 小泉 一夫

〃	〃	横道 280 番地	三宅 寿晴
〃	〃	弥彦岡 12 番地	風間 俊一
〃	〃	夏井 292 番地	坂上 隆夫
〃	〃	赤川 2097 番地	羽田野 久雄
〃	〃	築地 2108 番地	白塚 幸二
〃	〃	東牧 188 番地	緒形 文一
監事		村上市切田 323 番地	南 政夫
〃		胎内市堀口 289 番地	砂井 久男
〃		〃 八幡 505 番地	花野 英三郎

就任年月日 平成 28 年 11 月 1 日

2 退任

理事		胎内市大川町 7 番 11 号	須貝 八栄 (理事長)
〃	〃	苔実 1704 番地	渋谷 和幸
〃	〃	菅田 372 番地	小泉 一夫
〃	〃	本郷町 4 番 73 号	堀 尚太郎
〃	〃	弥彦岡 12 番地	風間 俊一
〃	〃	富岡 1161 番地	井上 正雄
〃	〃	鼓岡 1244 番地	桐生 利雄
〃	〃	築地 2108 番地	白塚 幸二
〃	〃	東牧 188 番地	緒形 文一
監事		村上市切田 323 番地	南 政夫
〃		胎内市大出 819 番地	新村 一郎
〃		〃 築地 3750 番地 1	近 勝之進

退任年月日 平成 28 年 10 月 31 日

◎新潟県告示第1170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営山室地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月15日

新潟県柏崎地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年11月16日から平成28年12月14日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1171号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（測深レーザ測量）
- 2 作業期間 平成28年8月26日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

◎新潟県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市荒川縁新田字儀平松1102番から	新	13.3～19.8メートル	224.1メートル
同市海老江字義平松2859番まで	旧	15.7～45.3メートル	224.1メートル

◎新潟県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字入山2910番2から	新	13.2～118.1メートル	97.9メートル
同市小栗山字入山2910番2まで	旧	13.2～32.1メートル	97.9メートル

◎新潟県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月15日

新潟県知事 米山 隆一

1 路線名 一般国道 253号

2 供用開始の区間

南魚沼市小栗山字入山2910番2 から同市小栗山字入山2910番2 まで

3 供用開始の期日 平成28年11月15日

◎新潟県告示第1175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月15日

新潟県知事 米山 隆一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮本堀之内町(3)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(8)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(9)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(10)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(1)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(2)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(4)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(5)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
とんの入地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	土石流
小屋ノ浦地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	土石流
宮本堀之内町(3)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	土石流
宮本堀之内町(4)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	土石流
雲出町地区	長岡市雲出町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲出町(2)地区	長岡市雲出町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬南地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

阿弥陀瀬(2)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬(3)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
セウゼヶ入北沢地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
セウゼヶ入沢地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
浄元寺沢地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
ケント沢川地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬(2)地区	長岡市阿弥陀瀬、小島谷	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬(3)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬(4)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬(5)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	地すべり
中沢地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猶八地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝五郎地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
兎河内地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(2)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(3)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(1)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(2)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(3)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(4)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(1)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧

に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中横山(2)地区	妙高市大字中横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小原新田(2)地区	妙高市大字小原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姫川原地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻苧田地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
よしみず沢地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
江ノ口沢地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
雨降沢地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
畦盛川(1)地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
畦盛川(2)地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
坂井平地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	地すべり
久保田地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	地すべり
姫川原地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	地すべり
ための沢地区	妙高市大字吉木	次の図のとおり	土石流
吉木(1)地区	妙高市大字吉木	次の図のとおり	地すべり
吉木(2)地区	妙高市大字吉木	次の図のとおり	地すべり
小濁地区	妙高市大字小濁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小濁地区	妙高市大字小濁	次の図のとおり	地すべり
相久保(1)地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下の屋敷地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相久保(2)地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿橋地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀ノ内(1)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

堀ノ内(2)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田口地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀ノ内(3)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(2)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(3)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(4)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(5)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(6)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
キネヅミ川地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	土石流
関川(1)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	土石流
関川(2)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	土石流
関山(2)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(3)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(4)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(5)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(6)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(7)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(8)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(9)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(10)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	土石流
北海道地区	妙高市大字西条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澤戸川地区	妙高市大字西条	次の図のとおり	土石流
道端地区	妙高市大字楡島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて

縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月15日

新潟県知事 米山 隆一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮本堀之内町(3)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(8)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(9)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(1)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(2)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(4)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮本堀之内町(5)地区	長岡市宮本堀之内町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲出町地区	長岡市雲出町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬南地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬(2)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬(3)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀瀬(5)地区	長岡市阿弥陀瀬	次の図のとおり	土石流
中沢地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猶八地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝五郎地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
兎河内地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(2)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(3)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

日野浦地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(1)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(2)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(3)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島中沢(4)地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻芋田地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雨降沢地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
畦盛川(1)地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
ための沢地区	妙高市大字吉木	次の図のとおり	土石流
小濁地区	妙高市大字小濁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相久保(1)地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下の屋敷地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相久保(2)地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿橋地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀ノ内(1)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀ノ内(2)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田口地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀ノ内(3)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(2)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関川(3)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
キネヅミ川地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	土石流

関川(1)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	土石流
関川(2)地区	妙高市大字関川	次の図のとおり	土石流
関山(2)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(4)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(5)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山(6)地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関山地区	妙高市大字関山	次の図のとおり	土石流
北海道地区	妙高市大字西条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澤戸川地区	妙高市大字西条	次の図のとおり	土石流
道端地区	妙高市大字楡島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成28年11月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 業務概要

(1) 業務名

県央基幹病院基本設計業務

(2) 業務内容

新潟県三条市上須頃地内で計画されている県央基幹病院の基本設計業務及び宅地造成実施設計業務

(3) 履行期間

契約締結日から8か月間程度（予定）

(4) その他

本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

本プロポーザルの参加者の必要な資格は、以下の条件を全て満たす者に限る。なお、設計共同体による参加も可能である。

(1) 参加資格

ア 元請（設計共同体での実績を有する場合は、設計共同体の代表者としての実績に限る。）として、平成18年4月1日から公告日の前日までに、病床数が400床以上の新築又は改築(建築基準法(昭和25年法律第 201号)による。)工事が完成した病院の基本設計及び実施設計のいずれについても業務を行った実績を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ウ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと（契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。）。
- エ 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年新潟県告示第96号）に基づく平成28・29年度入札参加資格（業務の種類は「一級建築設計業務」とする。）を得ていること。ただし、入札参加資格を得ていない者は、平成28年11月29日（火）までに、建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類を提出すること。
- オ 参加表明書の提出期限の日から契約締結日までの間に、新潟県から、建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 選定委員会の委員又は選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他組織及び当該組織に所属する者でないこと。

(2) 設計共同体の参加資格

設計共同体の構成員は2者とし、以下の資格要件を満たす者とする。

- ア 構成員の全てが2(1)イからケまでの資格を有する者であること。
- イ 代表構成員が2(1)アの資格を有すること。
- ウ 構成員が他の設計共同体の構成員又は他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
- エ 官公需適格組合は、設計共同体を構成する構成員になることはできない。

3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の技術力

病院設計業務の実績

C P D（技術者の継続教育）取得単位

(2) 地域実績

新潟県内の公共建物設計業務実績、地域貢献等活動実績

4 技術提案書を特定するための評価基準

3に加え

- (1) 当該業務への取組意欲
- (2) 業務の実施方針及び手法
- ア 業務の理解度
- イ 業務の実施方針及び妥当性
- ウ 特定テーマに対する技術提案の的確性、独創性及び実現性

5 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局営繕課

電話 025-280-5642

F A X 025-285-6840

電子メール ngt160040@pref.niigata.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

ア 交付期間

平成28年11月15日（火）から平成28年11月28日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
交付時間は午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

5(1)による。

ウ その他

新潟県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/eizen/>）から入手することも可能である。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

平成28年11月29日(火)午後4時

イ 提出場所

5(1)による。

ウ 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。アの提出期限に必着のこと。)とする。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

平成29年2月上旬

イ 提出場所

5(1)による。

ウ 提出方法

5(3)ウによる。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務に直接関連する実施設計業務については、当該業務受託者と随意契約する予定としている。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)による。

(5) 詳細は、プロポーザル説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Basic design for the Keno Kikan Hospital

(2) Deadline to express interest: 4:00P.M., Tuesday, November 29, 2016

(3) Deadline for the submission of proposals: early February 2017

(4) Division in charge of the proposal:

Public Building Division,

Urban Planning Bureau,

Department of Public Works,

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570 JAPAN

Tel: 025-280-5642

Fax: 025-285-6840

Email: ngt160040@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、航空機部品AW139型JA15AR用エンジン・アビオニクス部品の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成28年11月15日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

航空機部品AW139型JA15AR用エンジン・アビオニクス部品 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県ヘリコプター管理事務所 格納庫
新潟市東区松浜町新潟空港内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成28年12月26日(月) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成28年12月27日(火) 午後1時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成28年12月6日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成28年12月16日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Purchase of aircraft parts Engine and Avionics parts for AW139 - Registration number JA15AR: [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. December 16, 2016

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. December 27, 2016

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡外科手術用鉗子セットについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年11月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡外科手術用鉗子セット 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年1月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年11月24日(木)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第14号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第4（第43条関係） 3（略）				別表第4（第43条関係） 3（略）			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
株式会社新潟総合	1			株式会社テレビ新	1		
テレビ				潟放送網			
株式会社新潟テレビ	1			株式会社新潟テレビ	1		
二十一				二十一			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
桜陽会	櫻井雅浩	石坂泰男	新潟県柏崎市西本町一丁目3番20号	28.10.04
再稼働しない明日の柏崎の会	本間保	阿部由美子	新潟県柏崎市北半田1-6-35	28.10.17
桜井まさひろ後援会	須田兵衛	石坂泰男	新潟県柏崎市西本町一丁目3番20号	28.10.04
市政刷新の会	加藤戸代一	中村恒夫	新潟県長岡市蓮潟4丁目2-25	28.10.03
強く、やさしい柏崎をつくる会	須田兵衛	石坂泰男	新潟県柏崎市西本町一丁目3番20号	28.10.27

◎新潟県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 小須戸支部	阿部松雄	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市秋葉区小須戸94-1	新潟県新潟市秋葉区大字新保1223-1	28.09.29
		代表者の氏名	阿部松雄	板井宣之	
自由民主党 新潟県ちんたい支部	田中壮一	政治団体の名称	自由民主党新潟県ちんたい支部	自由民主党新潟県全管協ちんたい支部	28.09.30
民進党新潟県総支部連合会	鷲尾英一郎	代表者の氏名	鷲尾英一郎	黒岩宇洋	28.10.24
自由党新潟県総支部連合会	森裕子	政治団体の名称	自由党新潟県総支部連合会	生活の党と山本太郎となかまたち新潟県総支部連合会	28.10.13
自由党新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	政治団体の名称	自由党新潟県参議院選挙区第1総支部	生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部	28.10.13

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
佐藤ひさお後援会	佐々木英之	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	新潟県佐渡市両津湊220番地1 安田恵理子	新潟県佐渡市千種184番地1 廣川栄一	28.08.01

◎新潟県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成26年分 (単位 円)

[国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）]

梅谷守後援会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7
第1項第1号
及び第2号

公職の候補者の氏名

梅谷守

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 28.05.31

1 収入総額	5,962,288	
前年繰越額	270	
本年收入額	5,962,018	
2 支出総額	4,658,881	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (78人)	115,000	
寄附	4,013,000	
個人分	2,463,000	
政治団体分	1,550,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,834,000	
研修旅行代	1,834,000	
その他の収入	18	
1件10万円未満のもの		
4 支出の内訳		
経常経費	2,367,831	
人件費	41,750	
光熱水費	79,376	
備品・消耗品費	787,212	
事務所費	1,459,493	
政治活動費	2,291,050	
組織活動費	413,850	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,877,200	
宣伝事業費	43,200	
その他の事業費	1,834,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
梅谷由紀子	1,500,000	埼玉県ふじみ野市
筒井信隆	300,000	上越市
筒井具子	400,000	上越市
美野善紀	100,000	糸魚川市
年間5万円以下のもの	163,000	
〔政治団体分〕		
自誓会	1,550,000	東京都中央区

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学の平成27年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の平成27年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成28年11月15日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

貸借対照表

(平成28年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,352,373,000	
建物	932,871,000		
減価償却累計額	<u>△ 92,272,752</u>	840,598,248	
構築物	21,481,452		
減価償却累計額	<u>△ 2,034,241</u>	19,447,211	
工具器具備品	79,081,101		
減価償却累計額	<u>△ 25,374,245</u>	53,706,856	
図書		288,472,253	
美術品・收藏品		18,330,000	
車両運搬具	2,222,377		
減価償却累計額	<u>△ 1,018,589</u>	1,203,788	
有形固定資産合計		2,574,131,356	

2 無形固定資産

ソフトウェア		7,392,000	
電話加入権		<u>18,000</u>	
無形固定資産合計		7,410,000	

3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>1,978,910</u>	
投資その他の資産合計		<u>1,978,910</u>	

固定資産合計 2,583,520,266

II 流動資産

現金及び預金		179,502,619	
未収学生納付金収入		267,900	
未収入金		2,207,831	
前払費用		<u>1,082,945</u>	

流動資産合計 183,061,295資産合計 2,766,581,561

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	22,906,098	
-------------	------------	--

資産見返寄附金	1,041,708	
---------	-----------	--

資産見返物品受贈額	<u>305,310,230</u>	329,258,036
-----------	--------------------	-------------

長期リース債務		<u>28,887,009</u>
---------	--	-------------------

固定負債合計		358,145,045
--------	--	-------------

II 流動負債

運営費交付金債務	76,443,845	
----------	------------	--

寄付金債務	482,191	
-------	---------	--

前受金	1,666,392	
-----	-----------	--

預り科学研究費補助金	6,984,480	
------------	-----------	--

預り金	5,931,804	
-----	-----------	--

未払金	69,021,128	
-----	------------	--

リース債務	12,371,183	
-------	------------	--

未払消費税等	<u>425,000</u>	
--------	----------------	--

流動負債合計		<u>173,326,023</u>
--------	--	--------------------

負債合計		531,471,068
------	--	-------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>2,285,244,000</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		2,285,244,000
-------	--	---------------

II 資本剰余金

資本剰余金	20,637,910	
-------	------------	--

損益外減価償却累計額(△)	<u>△ 92,272,752</u>	
---------------	---------------------	--

資本剰余金合計		△ 71,634,842
---------	--	--------------

III 利益剰余金

目的積立金	17,160,028	
-------	------------	--

積立金	1,098,000	
-----	-----------	--

当期末処分利益	<u>3,243,307</u>	
---------	------------------	--

(うち当期総利益)	(3,243,307)	
-----------	---------------	--

利益剰余金合計		<u>21,501,335</u>
---------	--	-------------------

純資産合計		<u>2,235,110,493</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>2,766,581,561</u>
---------	--	----------------------

損益計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	96,490,448	
研究経費	27,519,330	
教育研究支援経費	18,336,510	
受託事業費	1,666,443	
役員人件費	28,289,272	
教員人件費	468,373,245	
職員人件費	<u>141,229,036</u>	781,904,284

一般管理費

61,994,736

財務費用

支払利息	<u>412,234</u>	<u>412,234</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計

844,311,254

経常収益

運営費交付金収益		564,933,735
授業料収益		214,647,100
入学金収益		34,686,000
検定料収益		6,364,000
受託事業等収益		
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	<u>1,793,881</u>	1,793,881
寄付金収益		17,936
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	1,341,909	
資産見返寄附金戻入	179,973	
資産見返物品受贈額戻入	<u>8,552,288</u>	10,074,170

財務収益		
受取利息	<u>44,701</u>	44,701
雑益		
財産貸付料収益	6,447,360	
科学研究費補助金間接経費収入	3,432,207	
その他	<u>5,113,471</u>	<u>14,993,038</u>
経常収益合計		<u>847,554,561</u>
経常利益		3,243,307
当期純利益		<u>3,243,307</u>
当期総利益		<u><u>3,243,307</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 123,513,880
	人件費支出	△ 625,825,672
	その他の業務支出	△ 55,467,295
	運営費交付金収入	601,278,383
	授業料収入	209,021,200
	入学金収入	34,686,000
	検定料収入	6,364,000
	受託事業収入	1,887,228
	寄付金収入	127
	預り金の増減	2,021,985
	その他収入	14,665,538
	業務活動によるキャッシュ・フロー	65,117,614
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 10,260,696
	敷金保証金の戻入による収入	311,000
	小計	△ 9,949,696
	利息の受取額	44,701
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,904,995
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 12,332,212
	利息の支払額	△ 397,230
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,729,442
IV	資金増加額	42,483,177
V	資金期首残高	137,019,442
VI	資金期末残高	179,502,619

利益の処分に関する書類

(平成28年10月26日)

(単位:円)

I	当期未処分利益		3,243,307
	当期総利益	3,243,307	
II	利益処分額		
	積立金		0
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	3,243,307	3,243,307

行政サービス実施コスト計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	781,904,284	
一般管理費	61,994,736	
財務費用	<u>412,234</u>	844,311,254

(2) (控除)自己収入等

授業料収益	△ 214,647,100	
入学金収益	△ 34,686,000	
検定料収益	△ 6,364,000	
受託事業等収益	△ 1,793,881	
寄付金収益	△ 17,936	
資産見返寄附金戻入	△ 179,973	
財務収益	△ 44,701	
雑益	<u>△ 11,560,831</u>	<u>△ 269,294,422</u>

業務費用合計 575,016,832

II 損益外減価償却相当額 30,757,584

III 引当外賞与給付増加見積額 3,384,283

IV 引当外退職給付増加見積額 17,411,601

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 0

VI (控除)設立団体納付額 0

VII 行政サービス実施コスト 626,570,300

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	26～36年
構築物	10～34年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第86第2項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年国債の利回りは-0.050%でしたが、「平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱について(留意事項)」(平成28年4月25日付け総務省 事務連絡)に基づき、利率を0として計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は36,067千円です。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は211,195千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	179,502,619	円
資金期末残高	179,502,619	円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	32,983,137	円
合 計	32,983,137	円

(2) 現物寄附による資産の取得

図書	567,735	円
美術品・收藏品	3,000,000	円
合 計	3,567,735	円

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

- (1) 引当外賞与増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (2) 引当外退職給付増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (3) 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

V 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	179,502,619	179,502,619	-
(2) 未払金	(69,021,128)	(69,021,128)	-

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
います。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
ています。

VIII 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	92,272,752	30,757,584	-	-	-	840,598,248	
	計	932,871,000	-	-	932,871,000	92,272,752	30,757,584	-	-	-	840,598,248	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	構築物	21,481,452	-	-	21,481,452	2,034,241	736,385	-	-	-	19,447,211	
	工具器具備品	57,670,498	37,740,537	16,329,934	79,081,101	25,374,245	14,808,182	-	-	-	53,706,856	
	図書	288,194,302	3,124,983	2,847,032	288,472,253	-	-	-	-	-	288,472,253	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	1,018,589	370,396	-	-	-	1,203,788	
	計	369,568,629	40,865,520	19,176,966	391,257,183	28,427,075	15,914,963	-	-	-	362,830,108	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	15,330,000	3,000,000	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	計	1,367,703,000	3,000,000	-	1,370,703,000	-	-	-	-	-	1,370,703,000	
有形固定資産合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	92,272,752	30,757,584	-	-	-	840,598,248	
	構築物	21,481,452	-	-	21,481,452	2,034,241	736,385	-	-	-	19,447,211	
	工具器具備品	57,670,498	37,740,537	16,329,934	79,081,101	25,374,245	14,808,182	-	-	-	53,706,856	
	図書	288,194,302	3,124,983	2,847,032	288,472,253	-	-	-	-	-	288,472,253	
	美術品・收藏品	15,330,000	3,000,000	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	1,018,589	370,396	-	-	-	1,203,788	
	計	2,670,142,629	43,865,520	19,176,966	2,694,831,183	120,699,827	46,672,547	-	-	-	2,574,131,356	
無形固定資産	ソフトウェア	18,480,000	-	-	18,480,000	11,088,000	3,696,000	-	-	-	7,392,000	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000	-	-	-	-	-	18,000	
	計	18,498,000	-	-	18,498,000	11,088,000	3,696,000	-	-	-	7,410,000	
投資その他の資産	差入敷金・保証金・預託金	2,289,910	171,000	482,000	1,978,910	-	-	-	-	-	1,978,910	
	計	2,289,910	171,000	482,000	1,978,910	-	-	-	-	-	1,978,910	

(2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体出資金	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	(注1)
	計	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	
資本剰余金	無償譲与	15,348,000	-	-	15,348,000	(注2)
	運営費交付金	2,289,910	-	-	2,289,910	
	寄附金等	-	3,000,000	-	3,000,000	(注3)
	計	17,637,910	3,000,000	-	20,637,910	
	損益外減価償却累計額	△ 61,515,168	△ 30,757,584	-	△ 92,272,752	(注4)
	差引計	△ 43,877,258	△ 27,757,584	-	△ 71,634,842	

(注1) 新潟県からの現物出資によるものです。

(注2) 新潟県からの無償譲与によるものです。

(注3) 当期増加額は、現物寄附(美術品・收藏品)によるものです。

(注4) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)に係る減価償却です。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
積立金	488,000	610,000	-	1,098,000	
教育研究等環境改善積立金	6,171,685	10,988,343	-	17,160,028	
計	6,659,685	11,598,343	-	18,258,028	

(注) 当期増加額は、平成26年度の利益処分によるものです。

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成25年度	15,413,845	-	-	2,970,000	-	2,970,000	12,443,845
平成26年度	32,000,000	-	-	-	-	-	32,000,000
平成27年度	-	601,278,383	564,933,735	4,344,648	-	569,278,383	32,000,000
合 計	47,413,845	601,278,383	564,933,735	7,314,648	-	572,248,383	76,443,845

(11) - 2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成25年度 交付分	平成26年度 交付分	平成27年度 交付分	合 計
期間進行基準	-	-	525,112,846	525,112,846
費用進行基準	-	-	39,820,889	39,820,889
計	0	0	564,933,735	564,933,735

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12) - 2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	25,635,600	2	-	-
	非常勤	661,262	4	-	-
	計	26,296,862	6	-	-
教 職 員	常 勤	462,638,298	68	39,484,826	7
	非常勤	34,178,757	78	336,063	1
	計	496,817,055	146	39,820,889	8
合 計	常 勤	488,273,898	70	39,484,826	7
	非常勤	34,840,019	82	336,063	1
	計	523,113,917	152	39,820,889	8

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給額には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(注4) 支給額には、法定福利費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	13,743,213	
備品費	2,548,368	
印刷製本費	1,038,400	
水道光熱費	14,434,061	
旅費交通費	5,547,730	
通信運搬費	972,809	
賃借料	1,246,412	
保守費	822,960	
修繕費	7,549,098	
広告宣伝費	2,795,037	
諸会費	108,000	
報酬・委託・手数料	27,246,809	
奨学費	5,358,000	
減価償却費	12,915,504	
雑費	164,047	96,490,448
研究経費		
消耗品費	5,348,009	
備品費	1,282,740	
印刷製本費	117,249	
水道光熱費	5,313,632	
旅費交通費	6,844,564	
通信運搬費	104,017	
修繕費	754,473	
研修費	548,712	
報酬・委託・手数料	7,205,934	27,519,330
教育研究支援経費		
消耗品費	4,091,067	
備品費	216,000	
印刷製本費	455,640	
図書費	2,847,032	
水道光熱費	1,543,484	
旅費交通費	189,232	
賃借料	2,281,464	
保守費	272,160	
修繕費	1,303,476	
広告宣伝費	524,880	
諸会費	20,000	
報酬・委託・手数料	3,214,478	
減価償却費	1,377,597	18,336,510

受託事業費			1,666,443
役員人件費			
報酬		26,055,600	
法定福利費		1,992,410	
諸手当		<u>241,262</u>	28,289,272
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	273,795,274		
賞与	93,255,124		
退職給付費用	39,484,826		
法定福利費	<u>55,217,578</u>	461,752,802	
非常勤教員給与			
給料	6,609,100		
法定福利費	<u>11,343</u>	<u>6,620,443</u>	468,373,245
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	72,025,171		
賞与	23,562,729		
法定福利費	<u>13,992,790</u>	109,580,690	
非常勤職員給与			
給料	26,178,072		
賞与	1,391,585		
退職給付費用	336,063		
法定福利費	<u>3,742,626</u>	<u>31,648,346</u>	141,229,036
一般管理費			
消耗品費		2,167,347	
備品費		1,252,908	
印刷製本費		151,618	
水道光熱費		4,048,485	
旅費交通費		2,213,996	
通信運搬費		3,537,432	
賃借料		25,015,353	
車両燃料費		98,313	
福利厚生費		853,649	
保守費		7,103,400	
修繕費		1,825,955	
損害保険料		1,029,610	
諸会費		1,207,595	
研修費		76,100	
報酬・委託・手数料		5,649,697	
租税公課		433,916	
減価償却費		5,317,862	
雑費		<u>11,500</u>	61,994,736

(16) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄附金	3,567,735	312	
合 計	3,567,735	312	

※当期受入額は、すべて科研費等による現物寄附です。

(17) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(18) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(19) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託事業等収益	期 末 残 高
受託事業 (国・地方公共団体分)	-	1,793,881	1,793,881	-
受託事業(その他)	-	-	-	-
合 計	-	1,793,881	1,793,881	-

(20) 科学研究費補助金の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
基盤研究(B)	(300,000) 90,091	1	
基盤研究(C)	(10,783,823) 3,310,406	13	
若手研究(B)	(3,306,073) 842,821	4	
挑戦的萌芽研究	(2,890,280) 855,281	3	
合 計	(17,280,176) 5,098,599	21	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(注3) 基金分の繰越を含めて記載しています。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(21) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	0
預 金	179,502,619
計	179,502,619

(21) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費(退職金等)	42,271,870
(株)大谷ビジネス	1,758,074
(株)謙信堂	1,640,490
NECキャピタルソリューション(株)	1,579,401
丸善雄松堂(株)	1,503,543
その他	20,267,750
計	69,021,128

(21) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	18,633,474
工具器具備品	2,510,315
図書	276,774,441
ソフトウェア	7,392,000
計	305,310,230

正 誤

平成28年8月19日付け新潟県告示第890号（生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の
休止届）中

ページ	行	誤	正
3	5	指定医療機関	指定介護機関

平成28年8月19日付け新潟県告示第891号（生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の
変更届）中

ページ	行	誤	正
3	14	指定医療機関	指定介護機関